

第一類 第七号

第一回國會 衆議院 厚生委員會會議錄 第四号

付託事件 傳染病豫防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五號) 保健所法を改正する法律案(内閣提出)(第一六號)

昭和二十二年七月二十八日(月曜日) 午前十時二十四分開議

出席委員

- 委員長 小野 孝君
理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君
理事 武田 幸日君
出席 太田 典禮君 福田 昌子君
武藤 運十郎君 岡田 直君
中嶋 勝一君 小笠原八十美君
小暮 三郎君 近藤 鶴代君
榊原 亨君 河野 金昇君
野本 品吉君 齋藤 昂君
寺崎 勲君

出席國務大臣

- 厚生大臣 一松 定吉君
出席政府委員
厚生技官 三木 行治君
厚生技官 濱野規矩雄君

七月二十三日

傳染病豫防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五號) 保健所法を改正する法律案(内閣提出)(第一六號) の審査を本委員會に付託された。

同月二十六日

老齡元軍人恩給復活の請願(矢野庄太郎君紹介)(第二號) 妊産婦に砂糖特配の請願(庄司一郎君紹介)(第二八號)

第一類第七号 厚生委員會會議錄 第四号 昭和二十二年七月二十八日

國民健康保險組合に關する請願(庄司一郎君紹介)(第三五號) 妊産婦に砂糖特配の請願(川越博君外一名紹介)(第四〇號) の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

傳染病豫防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五號) 保健所法を改正する法律案(内閣提出)(第一六號)

○小野委員長 ただいまより會議を開きます。

去る二十三日日本委員會に付託された政府提出の傳染病豫防法等の一部を改正する法律案及び保健所法を改正する法律案、この二案を一括議題にしたいと思ひます。

なおこの際御了承を得たいと思ひますが、この前の委員會では、次會には兒童福祉増進の問題と、これに關連して母の問題を取上げて、政府當局より説明を聴取するというお話合でありましたが、法律案が提出されました關係もあり、また本會議の方は法律案が出なくて困つておるような状況でもありませんので、法律案を先に片づける意味からかように取計らいましたので、御了承願ひたいと思ひます。

○榊原委員 この前私が大臣に質問申し上げました御回答、並びに榮養に關する私の質問にはいづつ答えられましたか。

○小野委員長 この法案をあげてからでいかがですか。

○榊原委員 承知いたしました。○小野委員長 それからなお申し上げておきたいと思ひますが、發言を求められる方はあらかじめこちらに御通知くださいますようお願いいたします。

それではただいま議題となりました兩案につきまして、政府當局より提案理由の説明を求めたいと思ひます。一松厚生大臣。

傳染病豫防法等の一部を改正する法律案

第一條 傳染病豫防法の一部を次のように改正する。

第二十五條中「六分乃至三分一」を「二分一」に改める。

第二條 結核豫防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「四分一」を「二分一」に改める。

第三條 トラホーム豫防法の一部を次のように改正する。

第七條中「六分一」を「二分一」に改める。

第四條 寄生蟲病豫防法の一部を次のように改正する。

第七條中「六分一」を「二分一」に改める。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

衆衛生の向上及び増進を圖るため、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。 第二條 保健所は左に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。 一 衛生思想の普及及び向上に關する事項 二 人口動態統計に關する事項 三 榮養の改善及び飲食物の衛生に關する事項 四 住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境の衛生に關する事項 五 保健婦に關する事項 六 公共醫療事業の向上及び増進に關する事項 七 母性及び乳幼児の衛生に關する事項 八 齒科衛生に關する事項 九 衛生上の試験及び検査に關する事項 十 結核、性病、傳染病その他の疾病の豫防に關する事項 十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に關する事項 第三條 第一條に規定する地方公共團體の長は、その職權に屬する前條各號に掲げる事項に關する事務を保健所に委任することができ、る。 第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るため必要があるときは、結核、性病、齒科疾患その他厚生大臣の指定する

疾病の治療を行うことができる。 第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るため必要な試験及び検査を行うことができる。 保健所は醫師、齒科醫師、藥劑師その他の者に、前項の試験及び検査に關する施設を利用させることができる。 第六條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るため必要と認めるときは、第一條の地方公共團體に對し、保健所の設置及び運営に關して必要な事項を命ずることができ、る。 第七條 第一條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るため、その支所を設けることができる。 第八條 この法律による保健所でないければ、その名稱中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 第九條 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務については、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。 第十條 國庫は、保健所に關する經費を支出する地方公共團體に對し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以内を補助する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

○一松岡務大臣 それではただいま上程されております傳染病豫防法等の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。傳染病豫防法等の一部を改正する法律案を審議せらるるにあたりまして、本法案の提案理由をこゝ略略説明申し上げたいのでござい

ます。傳染病、結核、トナホーム及び寄生

て、地方財政逼迫の状況を緩和する一助といたしますとともに、積極的にこれら疾病の豫防措置を一段と強化推進することといたしたいと存する次第でございます。

この意味において本改正法律案を提出いたしましたのでございませぬ。何とぞ御審議の上速やかに可決あらんことをお願い申し上げます。

次に保健所法案提出の理由を説明させていただきます。ただいま議題となりました保健所法案につきまして、提案の理由をこゝ略略御説明申し上げます。

公衆衛生の向上及び増進をはかることは、新憲法第二十五條によりまして、社會福祉及び社會保障の向上並びに増進をはかることにも、國の基本的義務とされた次第でありまして、これなくしては平和的文化國家の建設は、とうてい望みがないと言わなければならないやうでございます。

とにより補助してまいつたのでございませぬ。しかるに終戦後の社會情勢の變動に伴いまして、これらの疾病の増加の傾向に鑑み、これが豫防撲滅のために都道府縣におきましては、莫大なる經費を計上するのやむなきにいたつてお

ろの現状でございます。しかも地方財政逼迫の状況は、皆様の御承知の通りでありまして、地方自治團體におきましては、ついに財政上の必要よりこれら疾病豫防に關しましての國庫補助率の大巾引上げを強く要望いたしてお

るものでありまして、現在のごとき低率の國庫補助をもつては、十分なる疾病の豫防は期待しがたい状況にござい

ます。かくのごとき理由によりまして、各疾病の補助率を二分の一に引上げるように各法律を改正をいたしまし

た次第でございます。

た次第でございます。

今その改正の要點を申し述べます

ならば、第一に保健所の目的が公衆衛生の向上及び増進にあることを明示した點であります。

第二に保健所の従來の相當事項のほか、人口動態統計、公共醫療事業の向上及び増進、衛生上の

試験及び検査、齒科衛生等を加え、これらに關しまして指導とともに必要な事業を行い、さらに都道府縣知事の権限の一部を、その委任を受けて行うことができることとしたのでござい

ます。

第三に結核、性病、齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の、早期または豫防的治療を行い、これら國民病の撲滅を期したことでござい

ます。第四に保健所は公衆衛生の向上及び増進のために必要な試験検査を行うとともに、その試験検査等を廣く醫師その他の者に利用せしめることとし、

醫療内容の向上と醫療費の軽減とをなかつたのでございませぬ。以上申し述べ

ました趣旨によりまして、所要の改正を行いたいでございませぬ。本法案の

に比べて結核病は相當殖えておりまして、現在二萬四、五千ないし三萬近く使つておりますから、昔から考えれば非常によくなつております。預防法といつたしましては、やはり昔の預防法止といふことを豫防醫學的に考へて極力努力いたしてあります。しかし依然として喀痰の消毒とかさういふ方面に動いてあります。届出その他はお手もとにありますが、少うございませぬ。

○小野委員長 田中松月君。御答へは、これは單に倍額でなく、豫算の許す節度において最も多く増額すべきものだと私は思ひます。保健所の問題につきましても、あとからもう一遍質問させていただきます。と思ひます。

○濱野政府委員 今の榊原委員の御意見の驅蟲劑の點であります。實はこの七、八月の一番暑い時期を期して、糞尿を約二週間内外使わずにおく。そうすると赤痢菌とか蛔蟲はほとんど死ぬ。これを國民に一齐にやつていただい、そして驅蟲劑をそのときを期して使つて驅蟲してしまおうといふので、本年正月ごろいろいろ手をまわし、あらゆる努力をいたしました。が、いかんせん現在ある驅蟲劑は治療薬にひとしいものでありまして、われわれが推定いたしました必要量の約一割に當るくらいのものであります。これは進駐軍でもいふん骨折つてくれまして、遺憾ながらありません。また内地産のおうば草とか、ありとあらゆるものを採りましたが、これもなかなか畑に植えて二、三年経たなければできぬ状態でありまして、私どももいたしましてはまづたくお恥しいことですが、糞便を使わないことを國民に勧めようという決心をしております。たとえば農家においてはいいのであります。が、一番問題は都會で、少量の驅蟲劑を使つてみても、またすぐ家庭菜園ではいつたり出たりしております。こゝういふうであらう、現在お腹痛いといふ人はほとんど蛔蟲ではないかと思ひます。お手もとに配りました蛔蟲の保有者五〇%ないし六〇%というの、これは顯微鏡が不十分ですから、私どもは八〇%くらいではないかと思つております。現在いろいろ準備はいたし

ておりますが、何しろ日本は寄生蟲が多いので、極力これが豫防に當りたいと思つております。

○田中(松)委員 配付されておる資料の中に出ておるかと思ひますが、まだ内容を見ておられませんので、あるいは的を外れるお尋ねになるかとも思ひます。ここでは寄生蟲となつておりますが、東北の一部にあるつがが、あれは法的にどういふ扱いになつておりますか。もしそれに對する手當が何もしないとなれば、あれは全國的ではありませぬけれども、つがが蟲發生地方の人たちにとつては寄生蟲どころの騒ぎではない。もつと大きな被害を受けておる事情を聞いておりますが、こゝういふ點につきましても私のお尋ねすること以外にお含みがございますならばお願ひがせ願ひたいと思ひます。

○濱野政府委員 つがが蟲は御承知の通り新潟縣山形縣が主なもので、これに對しまして以前から政府の方から研究班が参りまして、極力研究をしまして、今變疹チブスと同じようにリキケツチヤリからなるということがわかりましたが、しかしながらその豫防方策がございませぬ。御承知の通りゲートルを巻いてはいるとか、刺されないようにするといふ點で、以下別にむづかしうなことはございませぬ。今度進駐軍が参りましてフイリツピンでやはり似ておるつがが蟲の病原體をつかまえました。私たちが在來やつておりましたのに加へまして、今新潟縣で實驗をしておりますが、最近地元の清澤代議士ほか、四人罹病した者があつたさうであります。政府といたしましてはこれに約三十萬圓金をかけまして、たとえば

國立豫防研究所も進駐軍と協力いたしまして、新潟縣について徹底的に一つ豫防をしてみたい。一方縣それ自體におきましては、御承知の通りいろいろお尋ねを與へまして、極力それを避けるようにいたしてあります。つがが蟲病が全然なくなるようになりまして、新潟縣、山形縣におきましては非常に廣い土地の開墾ができるのであります。これは政府としても考へなければならぬので、在來縣自體において學者がやつておりましたが、これを一步進めまして直接國が費用を出しまして、今新潟縣で實驗をいたしてあります。

○小野委員長 福田委員。○福田委員 たいま寄生蟲の豫防に關しまして、榊原氏は糞便に對する豫防をそれほど重大視しないでもいふとお話であります。私はこれについては政府のとられております施策は最もいい施策だと思つております。この七、八月を利用して、さういふ適正な處置をとられることは最も必要なことだと思つております。もう一つ寄生蟲の豫防にあたりまして、いわゆる驅蟲劑でございます。これはサントニンの輸入ができません。今日、貧困な状態にあることは仕方がないことではあります。あえて科學的な藥品を利用するばかりに頼らず、民間にはいろいろ寄生蟲に對する昔から言われているところの民間療法がございまして、こゝういふものを少し取入れて、田舎の方においてはさういふ資源を利用したらどうかと思つてございませぬ。たとえばさくらの根とか、せんだんの葉とか、それから先ほどお話をございましておうば草、あおい、

たものを早急に取入れて、その足らないところの一部を補う方法をとられたらどうかと思ひます。それと同時にぜひ必要なことは、こゝういつた驅蟲劑を與える場合必ず寄生蟲の傳染経路、どういつた形をとつて寄生していくか、こゝういつたことをかんで含めるように、一般の人の理解するようになり、よく説明しなければならぬものだとお願ひをさせていただきます。

もう一つ結核と寄生蟲に對する國庫の補助が非常に増額されることになつておりますが、この増額は、結核と寄生蟲とはおのずからその重要性において輕重の差があるわけでございます。すから、申し上げるまでもなく、結核に對しましては、できるだけの大幅の國庫の補助をお願ひ申し上げたいと思ひます。

○濱野政府委員 仰せのごとく、寄生蟲はわれわれのからだから出ましたり、またすぐに元へ戻つてきますので、驅蟲劑も使ひませうし、また糞便の處理もします。また今度は保健所ができませんと、その方に相當委員が派遣されます。今仰せの民間のさくらの根、おうば草、さういふものの普及または栽培方法、過日衛生部課長會議においてもこれを栽培してもらつたうにお願ひをいたしました。さういふことが實際において指導できると思つてございませぬ。在來は縣から出向きまして、村の人を檢查しまして、それからそれを調べまして、驅蟲してあります。したが、少しでも副作用がございませぬと、どちらかというのを檢便をいたしました。今度は保健所がございまして充實されれば、ほんとうに國内のさういふやうなもので、若干副作用はあります。

たものを早急に取入れて、その足らないところの一部を補う方法をとられたらどうかと思ひます。それと同時にぜひ必要なことは、こゝういつた驅蟲劑を與える場合必ず寄生蟲の傳染経路、どういつた形をとつて寄生していくか、こゝういつたことをかんで含めるように、一般の人の理解するようになり、よく説明しなければならぬものだとお願ひをさせていただきます。

もう一つ結核と寄生蟲に對する國庫の補助が非常に増額されることになつておりますが、この増額は、結核と寄生蟲とはおのずからその重要性において輕重の差があるわけでございます。すから、申し上げるまでもなく、結核に對しましては、できるだけの大幅の國庫の補助をお願ひ申し上げたいと思ひます。

○濱野政府委員 仰せのごとく、寄生蟲はわれわれのからだから出ましたり、またすぐに元へ戻つてきますので、驅蟲劑も使ひませうし、また糞便の處理もします。また今度は保健所ができませんと、その方に相當委員が派遣されます。今仰せの民間のさくらの根、おうば草、さういふものの普及または栽培方法、過日衛生部課長會議においてもこれを栽培してもらつたうにお願ひをいたしました。さういふことが實際において指導できると思つてございませぬ。在來は縣から出向きまして、村の人を檢查しまして、それからそれを調べまして、驅蟲してあります。したが、少しでも副作用がございませぬと、どちらかというのを檢便をいたしました。今度は保健所がございまして充實されれば、ほんとうに國内のさういふやうなもので、若干副作用はあります。

たものを早急に取入れて、その足らないところの一部を補う方法をとられたらどうかと思ひます。それと同時にぜひ必要なことは、こゝういつた驅蟲劑を與える場合必ず寄生蟲の傳染経路、どういつた形をとつて寄生していくか、こゝういつたことをかんで含めるように、一般の人の理解するようになり、よく説明しなければならぬものだとお願ひをさせていただきます。

もう一つ結核と寄生蟲に對する國庫の補助が非常に増額されることになつておりますが、この増額は、結核と寄生蟲とはおのずからその重要性において輕重の差があるわけでございます。すから、申し上げるまでもなく、結核に對しましては、できるだけの大幅の國庫の補助をお願ひ申し上げたいと思ひます。

これはいいと思つたのです。六條の「できる」も「いいと思つた」七條の「できる」も「いいと思つた」。三、四、五條の「できる」というのは、このあとの「できる」というのは意味が違つていふに思いますが、同様な表現はどうかと思つた。さらに第四條の、保健所は治療を行つ、としてありますが、この疾病の治療はどの程度までを指すのか。どこまででも治療するといふのか。これが開業醫から必ず文句の出るところなのでございまして、開業醫のお客さんを奪つていふ結果になつてもかまわぬという態度でやるか。それともどこから開業醫のなわ張りであるかといふようなところか、もう少しはつきりしてないかと思つた。これは問題になるのじやないかと思つた。ところが、もちろんそれは治療の状態で第何期まで、重症になつたらどうとか、軽症の場合どうとか、そういうような區別はつかないと思つた。しかし、かきそういふことは何ら考慮しない。で、こつちの傳染病は徹底的にやるのか。そういうところをお伺いしたい。

○三木(行)政府委員 ただいま第三條の「職權に屬する前條の各號に掲げる事項に關する事務を保健所に委任すること」が「できる」といふ言葉の意義を御質疑に相なつたのでありますが、これは地方公共團體の長は何が何でも委任しなければならぬのだといふことは、地方自治法の精神に照らしまして、あまり適當ではない。従いまして、もし地方公共團體の長が委任すべきものであるならば必ず保健所に委任しなければならぬ。委任するつもりであるならば、そういうところに委任しなければならぬといふふうに表現をいたしましたのであります。

それから第四條の「齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うことができる。」これも行わなければならない。「これは行わなければならない」といふものではあまりに強き表現であり過ぎる。殊に結核、性病、齒科疾患等の治療設備等の關係もございまして、こつちのふうな表現をしたのでございまして。

それから第五條の「必要な試験及び検査を行うことができる。」これは保健所が地方における公衆衛生の向上増進をはかるために必要な試験及び検査をなす施設と診療とを準備する。そういう検査をすることが可能である。こつちのふうな意味合であります。なお保健所ですら治療に關しては御質疑であります。第四條にございまして、保健所は地方における公衆衛生の向上及び増進をはかるため必要があるときに治療をやるのであります。たとえば胃カタルであります。と、十二指腸潰瘍であります。と、こつちのふうな公衆衛生の向上及び増進に直接關係のないようなものにつきましては、もちろん治療をいたすつもりはあります。また結核、性病、齒科疾患につきましても、これは豫防に必要な限度において治療をなす、こつちの趣旨でございまして。豫防的措置というように御了解を願いたい。具體的に申しますならば、結核につきましても人工氣胸であります。と、性病等につきましても、水銀劑、驅梅毒を投與するといふようなこと、また齒科疾患につきましても、たとえば沸化ナトリウムを塗布いたしまして、豫防的措置をやるというように限定せられておられます。従いまして開業醫との關係につきましても、私どもの考へ

まするところでは、保健所はまずもつて公衆衛生の向上及び増進をはかるのでございまして、結核、花柳病あるいは齒科疾患等につきましても、その衛生知識の普及といふことにまずもつて患念いたします。そしてこの豫防的措置として必要な限度において治療をいたしませんが、この豫防知識の普及によりまして非常に患者が出てまいります。また性病につきましても届出等によつて非常にたくさん患者が出ておられます。また保健所といたしましては、保健所の目的及び設備等の現状から見まして、觀血的な治療等はできないのであります。これは開業醫その他の適當なる醫療機關と緊密なる連絡のもとに、お願ひするといふことに相なりまします。決してその面におきまする開業醫の方々の間にトラブルはできない。相互に助け合つて公衆衛生の目的を達することができ。かように考へておられます。

○太田委員 大體今の御説明でわかりましたが、もう一度「できる」といふ言葉がこのままでいかどうかをもう少し御審議願ひたいと思つたのでございまして、いかがでございませうか。

○一松國務大臣 これは今までの法の書き方でありましますならば、「治療を行うことを得」。こつちの文字であります。それを今柔らかな文句に書き替へれば、「行つことができる」。こつちの意味に解釋を願へばよいのであります。必ずしもそれをやらなければならぬという至上命令的ではない、任意規定だといふことに御了承を願へばよからうと思つた。

○太田委員 ただ行つてはいかぬですか。

○一松國務大臣 行つて結構だが、そうすると必ずやらなければならぬといふふうな誤解を受けますからして、行つことを得とすればしてもよければせぬでもよい、こつちの意味でありま

○小野委員 太田君に申し上げますけれども、これは法律用語の問題で、政府の方にも専門家もおらないようです。すから、いすれ専門家の方から法律用語としての「できる」の問題は検討してよろしいと思つた。厚生省關係の方の「できる」の問題はこれくらいにして他に御發言があれば……。福田昌子さんの方を先にやりましよう。

○福田(昌)委員 第三條、第四條、第五條、この三つの條文に對しましては十分私も納得させていたいただきました。但しここで私思ひますことは、今の保健所と開業醫との關係を申し上げます。いわば對立的の關係に立つておりました。保健所の業務といふことに對しまして、あまり開業醫といふものは協力いたしておりません。これも開業醫が保健所の仕事に對して協力する。従つて政府も保健衛生の行政に對して協力していくためには、どうして

も何らかの制約を設けて、開業醫が保健所に非常に親密になつて、保健所の業務に對して好意をもつてこれを援助していくような方法をとらなければならぬと思つたのであります。そういう意味におきまして、この第三條の地方公共團體の長はある程度の權限を保健所長に委任することができ。こつちの制度は、どの程度の事務ないし權限を保健所長に委任することができ得べくんば地方の自治制といふものも

尊重しなければなりません。なるべくある程度の權限を保健所長に委任して欲しいと思つた。またもう一つは第五條の「保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るため必要な試験及び検査を行うことができる。」また「保健所は醫師、齒科醫師、藥劑師その他の者に、前項の試験及び検査に關する施設を利用させることができる。」この條文も同一の意味におきましてもつと一般の開業醫が利用できるように完備していただきたいと思つた。たとえば開業醫でできなかったところの尿の検査、血液の検査を保健所にもつていけばたやすく検査してくれらる。それによつて臨床的な診斷も樂になつてくる。こつちのふうなことに對して協力してくれたいと思つた。それから、こつちの意味におきまして第三條、第五條の條文をもう少し強化していただきたいと思つた。結局これに附随しまして保健所の豫算が問題になるのであります。今日ははるで形ばかりの保健所がたくさんございまして、こつちのふうなものが濫立しておられます。こつちの條文の通りのことはなかなか十分にまいたらないのであります。から、どうしましてもやはり十分の豫算をとつて、内の設備を完備することが必要になつてまいります。この豫算についてはどういふふうな考へをおもちになつておられますか。こつちのこ

それからも一つは、ついでと言つては恐縮であります。傳染病豫防法に關しましての質問であります。傳染病の豫防と申しましても、いさゝかな面があるわけですが、今度のこの

二五

いうふうなことに終つておるのであ
ります。この點は早急に現在の機構にお
きまして實現していただきたいと思
うのでございますが、それはこの保健所
法の中においてお考えになつておられ
るかどうかという問題であります。

第二番目はやはりこの三號のことで
ございまして、牛乳並びに食肉の衛生
上の検査あるいは取締は、當然保健所
においてなすべきであると思つてお
られるのであります。昨日も一昨日も
厚生省からの御紹介によつて、私ども
は牛乳の乳児に對するいろいろな施策
について拜見にまいりましたが、あれ
を拜見いたしましたも、乳児の榮養は
牛乳だけだ。その牛乳をどうして入
手するか、あるいは公平に配給するか
ということ、農林省のごとき素人に任
せておいてはできないのだ。従つてこ
の牛乳あるいは食肉の衛生上の検査あ
るいは取締りその他に關するものは、
よろしく今度できましたところの保健
所においていたすべきものであらうと
私は思ひます。ところが現在におきま
して地方の衛生課に屬しております獸
醫室、これを農林省の方、あるいは農
林課の方に移さる。現に農林課に移
しておるものが全國に、四五箇所ある
と聞いております。これがいわゆる官僚
のセクシヨナリズムによりましてその
所管がはつきりしていない現状にある
のであります。この點においてはこれ
を保健所の所管といたすべく、厚生大
臣は農林大臣とお話の上、速やかに御
決定をいただきたいのであります。こ
れが兩省の意見の不一致、セクシヨナ
リズムによつて宙に迷うということに
なつて、厚生大臣の御意見が實現され
ないということになりましては、私ど

もは非常に遺憾に思ふのでありまし
て、ぜひこれは厚生大臣の御盡力によ
つて、保健所の所管に移していただき
たいと思ふのであります。その點につ
いてのお考えはいかがでございますし
う。

その次は第五番目の保健婦に關する
事項でございますが、七月三日に公布
になつております保健婦助産婦看護婦
という政令の、第四十九條に「保健婦
は、傷病者の療養上の指導を行うに當
つて、主治の醫師又は歯科醫師がある
ときは、その指示を受けなければなら
ない」とあり、第五十條に「保健婦は、
その業務に關して就業地を管轄する保
健所の長の指示があつたときは、こ
れに従わなければならない。但し、前
條の規定を妨げない」とございませ
ん。従つてこれによりまして、主治醫と保
健所長との意見が相違いたしました場
合には、傷病者の療養上の指導につ
いては、主治醫の意見に従ふと私どもは
解釋しておるのであります。ところが
保健所の機構から申しますと、むしろ
保健所そのものが開業醫その他の醫師
を指導すべきものであると承つており
ます。この點に矛盾はございませぬか
どうかというのを承りたいと思ひま
す。

は、ほとんど認められないのでありま
す。この點は、國民健康保險組合それ
自身が保健婦を雇入れて、國民健康保
險組合から俸給を出しているというこ
ろに、保健婦として自分の職責を勇
敢に果たし得ないという缺陷があるの
でありまして、この點におきましては、
ぜひとも保健所が國民健康保險組合、
その他にありまして保健婦に對して、そ
の任命權並びにその報酬等につきま
しても、一貫したる系統立ちました命令
系統、あるいは直接保健所に所屬する
ことになつて、初めてこれが合理的に
運営されると思ふのであります。そ
の點についてどういふお考えをもつ
ておいでになりますか。

次は第二條の第六號に「公共醫療事
業の向上及び増進」ということがござ
いまして、公共醫療事業とはどうい
うことを指すのでございませぬか。おそ
らく總司令部公衆衛生福祉部からの四月
七日の覺え書きにございませぬか。メ
ディカル・ツシアル・サービスという
言葉を指すのではないかと思ふので
ございませぬか、私が申すまでもなく、
このメデイカルという言葉は醫療と譯
すべきものではございませぬ。メデイ
カルは「醫學の」、あるいは「醫學上の」
と譯すべき筋合いのものである。メ
ディカル・トリートメントではないので
あります。もしそれ治療だけを意味す
るのでございませぬれば、これは「内
科的の」と譯すべきものと心得ており
ます。あるいはまたメデイナルとで
も言ふべきものである。これは醫學的
社會事業と譯すべきものであり、また
ここに載せられた意味は醫學的社
會事業と載すべきであると解釋いたし
ますが、その點の御見解はいかがであ

りますか。
さて醫學的社會事業といたしますれ
ば、この意味において次に承りたいこ
とは、社會保健との關係であります。
厚生省には保險局がございまして、い
ろいろな社會保險の事務を扱つてお
いになるかと存じておりますが、はたし
てしからば、この醫學的公共事業の向
上増進に關する事項ということ、保
險局の業務との間にはどういふ關連性
がございませぬか。あるいは重複して
りませぬかどうか。私どもの見解をも
つてすれば、保健所は在來のごとき素
人にこの保險事務を任せておくべきで
はなくして、すべからず保險局はこの
保健所法によつて公衆衛生局に屬すべ
きであり、また屬してこそ初めて社會
保險の實をあげ得るものと私は思つて
いるのであります。その點に關して
厚生大臣はどういふお考えをもつてお
いでになりますか、承りたいと存する
のであります。

次に第八號の「歯科衛生に關する事
項」でございますが、ここに「歯科衛
生に關する事項」ということを特別に
一項目を設けてお書きになつた理由は
どういふわけでありませぬか。第十號に
ございまして「結核、性病、傳染病その
他の疾病の豫防」といふ、結核、性病、
傳染病よりも歯科衛生というものがこ
の重要であるとお認めになつて、こ
の一項目を特別にお書きになつたので
あるか。私どもにいたしますれば、こ
れは第十號に「結核、性病、傳染病、
その他」といふ一項目を設けたた
めに、ここに特別にお書きになつた

いうならば、連合軍から來ておる指令
書によれば、明らかに結核性病、傳染
病は各別項目のものとして證書が來て
おるわけでありませぬか、そういう意
味であるならば、この十號は大體三つ
の部類にわけたお書きを願わなければ
ならぬのじやないか。この歯科衛生を
ここに特記された理由はどういふわけ
であるかということをお承りしたいので
あります。

その次は第四條でございます。公
衆衛生の向上及び増進を圖るため必要
があるときは云々」とございませぬか。
この「必要」といふ範圍はどのいふ範圍
をもつて必要と認めになつておる
か。先ほど三木局長から大體のお話
がございましたが、なおこれは特別にお
が國の醫療制度とも重大なる關係が
ございませぬか、はつきりした御答辭を
願ひたいと思ふのであります。
また「その他厚生大臣の指定する疾
病の治療」とございませぬか、一體どう
いふものを指定しようという御意思が
あるのか。この點はつきりしたお話を
願ひたいのであります。と申しますの
は、この意味が廣くなつてまいりませ
ぬか、結局醫療國營といふことになる
のであります。醫療國營がいかに悪い
かという問題になるのであります。こ
れは大體別所論議すべきものであ
らうと思ひます。醫療國營の前提として
このことをおやりになるというならば、
これはわが國の醫療制度を根本的に討
議すべきであり、根本的に調査し、根
本的に立案をきめてからでなければ、こ
の法案をきめることはできないと思
ふのであります。その點はどうか
考えをもつていらつしやいませぬか。
○小野委員長 榊原君に申し上げませ

けれども、委員会でございますから、一問一答の方がかえつて効果があるのではないかと思ひます。あまり廣論をされませんと、時間の関係があまりまし

ろしい、分割すべきものではない。これが私の建前。しかしてそれはいわゆる國家という建前から見て物さしをもつてはかればそうしなければならぬ

何箇所くらい設置するかという御質問でありましたが、當局といはしましては、さしあたり現在ございます六百七十五箇所、これを一つ一應これの擴

は適時指導をやりますように努力いたしておるわけでありまして。また農林省の研究所と國立榮養研究所とがタイア

然として二つにわかれることが最も公衆衛生の立場から必要であると考へ、またその方針でいるのであります。ま

ます牛乳並びに食肉の検査取締というところは、農林省よりも厚生省の方がいいのではないかと、保健所においてや

潔くその方に移すことに賛成をしたのであります。船員保険も同様でありま

次は第二條第三號榮養の問題でありまして、この點につきまして、適切な配給機關とかみ合つた指導が行われ

できるだけの努力をいたしてございまして。しかしこれらにつきましては榊原

ごさいますが、國保組合に所属いたしておりまして保健婦はその数も最も多いのであります。その歸趨は私どもとい

たが、あれはそういうことじゃない。問題は保險というものは將來社會保險

〇三木(三)政府委員 第一條におきまして當局は何箇所くらいの保健所を設

問題、特に榮養の問題等につきましては、

林省がこれを行ひ、地方廳におきましては農林部課がこれを行つてゐるので

ごさいますが、國保組合に所属いたしておりまして保健婦はその数も最も多いのであります。その歸趨は私どもとい

該部局と今後十分協議を重ねていき
いと考へておるのであります。

なお第六番目の公共医療事業とは何
ぞやという御質疑であります。これは
メモランダムの見解として御指摘の通
りメデイカル、ソシアル、サービステ
いうこととあります。私どもの見解では公
共医療事業とは公共に奉仕するところ
の医療事業を言うのである。具體的に
申しますならば、健康保険あるいは生
活保護法等のこれらの医療費を給付し
たしますところのいろいろな事業及び各
種の医療施設、そういうものに對して
は保健所は協力をいたしまして、それ
らの事業及び施設が十分に運営でき、
そつして公衆衛生の向上、増進に寄與
できますように協力する、かように考
へておるのであります。もちろん榊原
議員の御指摘になりましたような醫學
的社會事業という見解が進みますこと
が、最も切り切れる措置であるとい
うことを私どももよく承知いたしてお
るのであります。しかしながら今日社
會事業及び保健事業といふようなもの
は、おの／＼整備せられたる一つの命
令系統をもつておるのであります。従
いまして今日保健所が創設せられまし
て十年でありますが、この時におい
て初めて保健所本来の面目を發揮する
ように再出發いたしたい。そのために
法制的な整備をやりたいというよう
な、いわば保健所といはしましてはな
お未熟なる點を多數もつておつて、こ
れから改善しなければならぬという點
も多數もつております關係上、いたず
らに多數の仕事を一氣に背負ひこむこ
とはどうか。従いましてここでは公共
医療事業は保健所が協力すべきであ
る、かように解釋いたしまして進んで

いきたいと考へている次第でありま
す。

それから八番目の齒科衛生に關する
事項であります。これはまづたく
御指摘の御意見は同感に存するのであ
ります。なおかつここに齒科衛生
といふものを別にいたしました理由
は、いわゆる保健所で今日まで取扱つ
ておりましたところの衛生行政、衛生
指導といふものの中には齒科というも
のがはいつておりません。従いまして
ここに結核、性病、傳染病、その次に齒
科と入れるよりも、新たに齒科に手
つけたといふ意味合いにおきまして、
別の項に起すことが適當ではないかと
いう、まづたく事務上の都合によるも
のでありますので、さうに御了承
をお願いいたします。

最後に第四條「保健所は、地方にお
ける、公衆衛生の向上及び増進を圖る
ため必要があるときは、結核、性病、
齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾
病の治療を行うことができる。」この
「必要があるとき」とはどういうときであ
るか。また「厚生大臣の指定する疾病
の治療」とは何であるかという御質問
であります。必要があるときとは保
健所が認めて必要なりと思惟するとき
でありまして、その場合は、ただい
ま御説明申し上げましたごとくに、豫
防的な措置をやる。公衆衛生の向上進
歩でありますから、集團的な豫防的
措置をやること、公衆衛生の向上及
び増進をはかるために必要であるとい
う場合におきまして、結核、性病、齒
科疾患につきまして治療をやる。その
治療の内容をいたしましては、結核に
つきましては、おむね具體的には人
工氣胸療法をやる。性病につきまして

は驅梅、治淋等の薬劑を投與し、ある
いは若干の治療をやる。齒科疾患につ
きましてはおむね薬劑を投與する。
なかんずく集團を對象とする豫防的な
措置を行わんとするものであります。

「その他厚生大臣の指定する疾病」とい
うのを特に入れました理由は、たとえ
ば山梨病、日本性血吸蟲症の対策は、
これは公衆衛生の向上、増進をはかる
ために必要ではないか。従いまして、
若干の含みをもつてさうな、その他
厚生大臣の指定する疾病の治療」とい
うものを入れたのであります。これ
が醫療國營を斷行せんとする伏線であ
るとか、いふような所存は決してもつて
おらないのであります。さうに御了承
をお願いいたします。

○榊原(孝)委員 たいまお述べくだ
さいましたうちに、支所の數につきま
して御答辯願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、厚生大臣のお
話になりましたら、地方の獸醫室
の問題で現在全部農林省に屬してお
る。さういふ感じが私には受けたのであ
りますが、事實はさうでないものであ
ります。全國にありまうもの四、五
箇所だけが農林省に屬して、あとは全
部厚生省に屬しておるのであります。

その四、五箇所についてのことをお願
ひいたしたいという意味であります。
で、御了承願ひたいのであります。

それから、先ほど配給部面と榮養學
上の食品榮養の件につきまして三木局
長からお話ございましたが、これは
公衆衛生局といたしましてはその程度
の御努力しかできないのであります。
これは厚生大臣におかせられまし
て、この配給部面とかみ合つて、實際
今民衆が困つておる點についてよく御

留意願ひまして、他省とお話合ひの上
でぜひとも強力に實現をお願いいたし
たいと思ひます。

それから、次の質問を續けてよろし
ゆうございますか。

○小野委員長 この問題について再答
辯願ひだけにして、あと午後にし
たい。

○三木(行)政府委員 支所の數につき
ましては、ただいま保健所は六百七十
五箇所餘で、實際に動いておるのであ
りますが、この數は地方事務所の數よ
りや多いのであります。従いまし
て、この兩方の行政區畫を一致せしめ
まして、残りしました部面につきまし
ては支所を設置したい、さういふ編
成を行いたいと考へておるのであり
ますが、たいへん恐縮でございます。
が、ただいまその資料を持合せてお
りませんので、御了承願ひたいと思
ひます。

○小野委員長 たいままでの御質問
の點の御答辯はそれでよろしゆうござ
いますか。

○榊原(孝)委員 よろしゆうございま
す。

○小野委員長 それでは本日はこれを
もつて散會いたします。

午後十一時五十七分散會

昭和二十二年八月二十四日印刷

昭和二十二年八月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局